

函館市監査公表第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項および第4項の規定に基づき、恵山支所を対象として、定期監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成30年2月5日

函館市監査委員 山 田 潤 一

函館市監査委員 植 松 直

函館市監査委員 斉 藤 明 男

函館市監査委員 松 宮 健 治

## 平成29年度 定期監査結果報告書

### 1 監査の対象部局

恵山支所

### 2 監査の対象

平成29年4月1日から平成29年8月31日までに執行された財務に関する事務およびその他の事務

### 3 監査の期間

平成29年10月4日から平成29年12月25日まで

### 4 監査の実施内容

監査にあたっては、上記事務が法令等および予算の定めるところにより適正に執行されているかについて、監査項目を定め、都市監査基準に基づき、諸帳簿等関係書類の検査のほか、関係職員から説明を聴取し、必要に応じて現地調査を行った。

なお、各監査項目における主な着眼点は次のとおり。

#### (1) 予算の執行

- ア 計画的かつ効率的に行われているか。
- イ 会計区分、年度区分および予算科目は適正か。
- ウ 事務処理で法令等に違反するものはないか。

#### (2) 現金取扱事務

- ア 現金出納員および現金取扱員以外の者が現金を扱っていないか。
- イ 現金出納簿は正確に記帳されているか。
- ウ 収納金は適切に保管され、遅滞なく指定金融機関等に払い込まれているか。

#### (3) 庶務的事務

- ア 職員の服務に係る手続きは適正か。
- イ 金券等の管理および使用ならびに諸帳簿の整備は適正か。

(4) 支出事務（地域内交通確保対策事業費）

- ア 違法，不当または不経済な支出はないか。
- イ 支出決定は正当な権限者により行われているか。
- ウ 支払時期は適正か。

5 監査の結果

監査の対象とした事務は，概ね適正に執行されていたが，次のとおり改善等を要する点が見受けられた。

(1) 指摘事項

ア 支出事務（地域内交通確保対策事業費）

函館市つつじ保育園児送迎バスの運行時刻は，業務委託契約に附属する要領に定められている時刻表に基づく運行となっておらず，当初契約の締結以降の利用申込者の変動に伴う契約変更をすべきところ，この手続きがとられていなかった。

また，時刻表等の変更を要する場合は，要領において，3日前までに契約所管課である市民福祉課から受託者に連絡するとされているところ，バス乗務員には，つつじ保育園長から直接口頭で連絡しているものの，市民福祉課は，受託者へ連絡をしていなかった。

これらのことから，適正な事務の執行を図るとともに，利用申込状況によって随時時刻表が変更されていることも鑑み，要領の規定の整理についても検討されたい。

(2) 意見

ア 支出事務（地域内交通確保対策事業費）

平成27年4月1日の子ども・子育て支援新制度開始に伴い，保育時間等を規定するなど函館市立保育所条例施行規則（昭和40年規則第36号）を改正したにもかかわらず，送迎バスについては，従前のままの時刻で運行していることから，可能な限り，改正後の保育時間等と整合を図るべきであると思料する。